

諮問番号：諮問第 2 2 5 号

答申番号：答申第 2 2 5 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市城南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当であるとはいえず、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 6 条第 1 項の規定により、本件処分を取り消すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

本件処分を取り消し、実際にかかった通院費の額での支給を求める。

処分庁は、1 8 0 円、2 8 0 円と主張しているが、堤から福大までは 2 0 0 円、福大から七隈までは 2 1 0 円。処分庁の主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

- 1 本件処分に係る医療一時扶助（移送）の算定については、法令及び「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日社発第 7 2 7 号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）に則って適正に行われているか否かを以下検討する。

処分庁は、福岡市営地下鉄及び西日本鉄道株式会社の各ウェブサイトを参照した上

で経路を認定しているが、これらの経路は、運営要領第3の9の(4)のアに定める「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」であり、かつ「割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額」であると認められる。

また、処分庁が認定した経路について、審査請求人が実際に移動した経路に比べ、長距離の徒歩による乗継ぎを強いるなどの「傷病等の状態」への配慮が欠けているといった事実は認められない。

したがって、本件処分に係る医療一時扶助（移送）の算定については、法令及び運営要領等に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人は、実際に要した通院費を支給するよう主張している。

しかし、医療一時扶助（移送）は、運営要領第3の9の(4)のアに定める「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」であり、かつ「割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額」を認定することとなっていることから、実際に要した費用を支給しなかったことが不合理であるとはいえない。

3 その他、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年10月10日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年11月7日及び同年12月5日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第5 審査会の判断の理由

運営要領第3の9の(4)のアは、医療扶助の対象となる移送に要する費用（以下「移送費」という。）は「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」であり、「身体障害者等の割引運賃が利用

できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること」と定めている。

処分庁は、西鉄バスを利用した場合の移送費について nimoca（西日本鉄道株式会社の完全子会社である株式会社ニモカが発行する IC カード乗車券をいう。以下同じ。）を使用して運賃を支払った場合にのみ適用される乗り継ぎ割引運賃（以下「本件割引運賃」という。）にて算定をしている。

この点について、本審査会は、令和 5 年 1 1 月 1 0 日付けで処分庁に対し、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 4 条の規定に基づく調査を行い、同月 2 7 日付けで処分庁から回答（以下「本件回答」という。）を得た。

本件回答の中で、処分庁は、審査請求人に対し通院時の運賃支払に nimoca を使用するよう指導は行っていないとしており、また、運営要領にて「身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること」と定められていることを根拠とし、移送費に関し割引制度が講じられているのであれば、被保護者がこれを活用しない場合であっても、当該制度の活用を前提とした移送費の算定が可能であり、このことは純然たる行政裁量事項であって、被保護者の了解及び理解を要しないと主張している。

しかしながら、被保護者が身体障害者手帳を有しており、それを提示することにより運賃の割引を受けることが可能な場合と異なり、本件の場合、本件割引運賃の適用を受けるためには、審査請求人自らが費用を負担し nimoca を取得する必要がある。そうであれば、処分庁は事前に審査請求人に対し、移送費の算定は本件割引運賃によることを説明の上、nimoca の取得についても指導助言を行うべきである。

よって、本件割引運賃の適用及び nimoca の取得について何らの説明も行わないまま行われた本件処分は、瑕疵があるものといわざるを得ず、本件処分に存するこの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第 1 部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 中 島 浩